

美郷町酒蔵等原料米高騰支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、米の価格高騰の影響を受けている事業者支援を行うことにより経営への影響緩和を図るため、町内で日本酒・味噌等の製造業者に対して、美郷町酒蔵等原料米高騰支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 原料米 製品の製造に必要となる原料米
- (2) 仕入れ数量 原料米60kgを単位とした数量

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす事業者とする。

- (1) 町内の酒類製造業者及び味噌製造業者で、補助金の交付を申請する時点で、町内で当該事業を継続していること。
- (2) 申請後においても、町内で当該事業を継続する意思を有していること。
- (3) 美郷町暴力団排除条例（平成24年美郷町条例第2号）第2条第1号及び第2号で定める暴力団関係者でない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でない者
- (5) 宗教上の組織若しくは団体でない者
- (6) 町税及び使用料等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象者が申請日の属する年度

に栽培した原料米の購入費用とする。ただし、味噌製造業者に限り、申請日の属する年度の前年度に栽培した原料米の購入費用も補助対象経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、仕入れ数量に2,000円を乗じて得た額とする。ただし、原料米の仕入れを30kg単位で行っている場合は、当該仕入れ数量に1,000円を乗じて得た額とする。

（補助上限額）

第6条 補助金の上限額は、1事業者あたり200万円とする。

（補助金の申請）

第7条 補助金の支給を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、美郷町酒蔵等原料米高騰支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和8年3月10日までに町長に提出しなければならない。

（1） 原料米の購入年月日、購入先、購入金額、購入数量等の内容が確認できる書類

（2） 購入先へ代金を支払ったことを証する領収証等の写し

（3） その他町長が必要と認める書類

（支給決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否について決定し、美郷町酒蔵等原料米高騰支援事業補助金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（請求及び支給）

第9条 申請者は、前条の規定により補助金の支給決定を受けたときは、速やかに美郷町酒蔵等原料米高騰支援事業補助金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を支給する。

（報告及び立入調査）

第10条 町長は、事業を適正に執行するため必要があるときは、補助金を支給した事業者に対し、補助金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(補助金の返還等)

第11条 町長は、補助金を支給した事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金支給の決定の全部又は一部を取り消し、既に支給された補助金があるときは、その返還を命ずるものとし、返還額は別途定めるものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の支給を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じた事業者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事由により補助金を返還することが困難と認められる事業者について、支給した補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第11条の規定を除き、令和8年3月31日限りで効力を失う。